

農地の賃借料情報の提供について

平成21年12月15日に施行された改正農地法により標準小作料制度は廃止され、これに替わる農地の実勢賃借料について情報提供を行うものです。

なお、「賃借料情報」は実勢の集計値であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですので、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

令和6年3月25日 小松市農業委員会

◎ 田（水稻）の部

単位：円／10 a

地区	田		前年比
	平均額	データ数	
北部地区	9,000	12	▲ 600
東部地区	10,700	13	500
中部地区（平場）	8,300	18	400
中部地区（山手）	4,200	14	200
西部地区	14,900	9	▲ 700
南部地区	9,600	17	▲ 200
小松市全体	9,100	83	▲ 900

◎ 畑（普通畑）の部

単位：円／10 a

地区	畑		前年比
	平均額	データ数	
小松市全体	7,200	18	0

- ※ データは令和5年1月から令和5年12月までの期間内で各町生産組合で定めている賃借料を集計したものです。（地区により、賃借料に一部用水費等が含まれている場合があります。）
- ※ 物納の場合、玄米1俵の値段を12,300円として換算しています。
- ※ 金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ※ 地区別平均額から著しい差異があるものは除いています。